



検証報告書 【温室効果ガス排出量】

2024年7月18日

日本郵政株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

日本郵政株式会社（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{*1}（以下「算定対象」という。項目3参照）における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、以下1)、2)に関して合理的保証、以下3)、4)に関して限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPガス、軽油、灯油、及び、A重油の使用に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 3, 6, 7^{*2}において排出されるCO₂排出量

4) エネルギー消費量

スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者であり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

・算定報告書に記載された2023年度のスコープ1、及び、スコープ2 GHG 排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において適正であった。

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社、病院、 その他オフィス	スコープ1 ^{※4}	2,176.0
	スコープ2 ^{※5}	4,737.4

重要性の量的基準値を5%として合理的保証に基づき上記を表明

・算定報告書に記載された2023年度のスコープ3 GHG 排出量、及び、エネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
以下参照	スコープ3	2,828.1
スコープ3 内訳		
本社	カテゴリ1	20.9
本社、病院、 その他オフィス	カテゴリ3	2,077.6
	カテゴリ6	199.9
	カテゴリ7	529.7

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		145,150.1
冷水		8,282.7
温水		5,589.6
ガス	都市ガス	47,763.9
	LPガス	0.0
燃料油	軽油	1.1
	灯油	0.0
	A重油	0.0

NOTE:

※1：2023年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・本社
- ・東京通信病院
- ・その他オフィス（9カ所）
（但し、スコープ1,2、スコープ3のカテゴリ3ではグループ間テナント（10カ所）を除く）

※2：スコープ3の各カテゴリの概要

- カテゴリ1（購入した製品・サービス）：購入したコピー用紙を対象
- カテゴリ3（スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
- カテゴリ6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象

※3：スコープ1,2,3の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.6）」、
「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.4）」、及び、
事業者が作成した「算定手順書（スコープ1,2）」、「算定手順書（スコープ3）」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用、熱の排出係数：熱供給事業者別調整後排出係数を使用

以上



検証報告書 【温室効果ガス排出量】

2024年10月29日

日本郵便株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

日本郵便株式会社（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{*1}（以下「算定対象」という。項目3参照）における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、以下1)、2)に関して合理的保証、以下3)、4)に関して限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPガス、A重油、灯油、軽油の使用、及び、事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ1, 2, 3, 4, 6, 7, 12^{*2}において排出されるCO₂排出量

4) エネルギー消費量

スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

・算定報告書に記載された 2023 年度のスコープ 1、及び、スコープ 2 GHG 排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において適正であった。

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社、支社、直営郵便局、不動産開発物件、物流ソリューションセンター (LSC)	スコープ 1 ^{※4}	205,184.0
	スコープ 2 ^{※5}	446,435.0

重要性の量的基準値を 5%として合理的保証に基づき上記を表明

・算定報告書に記載された 2023 年度のスコープ 3 GHG 排出量、及び、エネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
以下参照	スコープ 3 ^{※6}	589,526.5
スコープ 3 内訳		
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 1	43,738.2
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 2	33,163.5
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	130,821.1
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 4	292,290.3
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 6	22,398.7
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 7	65,021.7
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 12	2,093.0

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力	9,763,341.7	
冷水	139,596.7	
温水	18,374.2	
蒸気	87,579.6	
ガス	都市ガス	830,574.7
	LP ガス	22,814.9
燃料油	軽油	70,168.5
	ガソリン	1,932,940.4
	灯油	236,022.6
	A 重油	177,524.2

NOTE:

※1：2023 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 はグループ間テナント及び自社施設内に同居している事業所を除く (対象事業所数：20,107)
- ・スコープ 1 の車両は上記から不動産開発物件を除いた事業所を対象 (対象事業所数：20,101)

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7, 12 は本社、支社、直営郵便局及び LSC を対象 (対象事業所数：20,101)、カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様

- カテゴリ 1 (購入した製品・サービス)：以下を対象
 - ・対象事業所で調達したユニフォーム、切手・葉書、レターバック、ゆうバックラベル、帳票 (別納郵便物等差出票、書留・特定記録郵便物等差出票)
 - ・本気で購入した A4、A3 コピー用紙
- カテゴリ 2 (資本財)：保有車両 (郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントの事業用及び営業用車両) を対象

- カテゴリ 3 (スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動) : 使用した燃料、電力、熱を対象
 - カテゴリ 4 (輸送、配送 (上流)) : 締結した国内の委託輸送 (幹線輸送 (トラック)、委託宅配) のうち自動車使用分
 - カテゴリ 6 (出張) : 従業員 (正社員) の出張を対象
 - カテゴリ 7 (雇用者の通勤) : 従業員 (正社員) の通勤を対象
 - カテゴリ 12 (販売した製品の廃棄) : 販売した切手・葉書、レターパックを対象
- ※3 : スコープ 1, 2, 3 の算定方法
「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」、
「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.4)」、及び、
事業者が作成した「算定手順書 (スコープ 1, 2)」、「算定手順書 (スコープ 3)」
- ※4 : 都市ガスの排出係数 : ガス事業者別排出係数を使用
- ※5 : 電力の排出係数 : 電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用、熱の排出係数 : 熱供給事業者別排出係数を使用
- ※6 : スコープ 3 の値(t-CO_{2e})は各カテゴリの小数点以下も含めた t-CO_{2e} の合計値

以上

検証報告書

【温室効果ガス排出量/社会情報】

2024年7月22日

株式会社ゆうちょ銀行 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

株式会社ゆうちょ銀行（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{*1}（以下「算定対象」という。）における算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPガス、A重油、灯油の使用、及び、事業者が使用した車両のガソリン、軽油に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12, 16^{*2}において排出されるCO₂排出量

4) エネルギー消費量

スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量

5) 欠勤率

事業者の正社員を対象とした欠勤率^{*3}

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*4}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)、及び、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2023 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

1) GHG 排出量情報

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
			電力	373,276.9	
エリア本部(4)、直営店(5)、パートナーセンター (22)、貯金事務センター (15) (沖縄を除く)、貯金事務計算センター (2)、クレジット管理センター (1)、コールセンター (1)、本社 (7) 計 57 サイト、及び、全社の車両	スコープ 1※5	3,072.4	冷水	53,908.9	
スコープ 1 の 57 サイトと同じ	スコープ 2※6	3,623.8	温水	9,190.4	
以下参照	スコープ 3※7	73,025.7	ガス	都市ガス 25,353.4	
スコープ 3 内訳			LP ガス	514.6	
会社	カテゴリ 1	41,127.5	燃料油	軽油	72.6
会社	カテゴリ 2	17,390.8		ガソリン	18,186.4
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	5,672.6		灯油	32.4
会社	カテゴリ 6	1,479.1		A 重油	8,801.8
会社	カテゴリ 7	4,146.0			
会社	カテゴリ 12	67.0			
会社	カテゴリ 16	3,142.7			

2) 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.28

NOTE:

※1：2023 年度算定対象事業所は上記表を参照

会社：エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、貯金事務計算センター、印鑑票管理センター、ATM 管理センター、クレジット管理センター、コールセンター、本社 (計 330 サイト)

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1 (購入した製品・サービス)：購入したユニフォーム、コピー用紙 (本社のみ対象)、カード、帳票 (通帳含む) を対象
- カテゴリ 2 (資本財)：購入した車両及び ATM を対象
- カテゴリ 3 (スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動)：使用した燃料、電力・熱を対象
- カテゴリ 6 (出張)：従業員 (正社員) の出張を対象
- カテゴリ 7 (雇用者の通勤)：従業員 (正社員) の通勤を対象
- カテゴリ 12 (販売した製品の廃棄)：通帳、カードを対象
- カテゴリ 16 (その他)：店外 ATM の想定使用電力量を対象

※3：欠勤率の算定：2024 年 3 月 31 日時点在籍の正社員数、及び総労働予定日数をもとに算出

- ※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.6）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.4）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1,2）」、「算定手順書（スコープ 3）」
欠勤率の算定方法：事業者が作成した「欠勤率算出方法」
- ※5：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
- ※6：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用、熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用
- ※7：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065-2020 (General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information) に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による国際品質管理基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上

検証報告書

【温室効果ガス排出量/環境/社会情報】

2024年7月22日

株式会社かんぽ生命保険 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

株式会社かんぽ生命保険（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{*1}（以下「算定対象」という。）における算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、環境情報（水使用量、廃棄物排出量）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

- 1) スコープ1 GHG 排出量
算定対象における都市ガス、LPガス、軽油、灯油、A重油の使用、及び、事業者が使用した車両のガソリンに伴って直接的に排出されるCO₂排出量
- 2) スコープ2 GHG 排出量
算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量
- 3) スコープ3 GHG 排出量
事業者の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12^{*2}において排出されるCO₂排出量
- 4) エネルギー消費量
スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量
- 5) 水使用量
算定対象において使用された上水、及び、下水^{*3}
- 6) 廃棄物排出量
算定対象において事業から出る廃棄物^{*4}
- 7) 欠勤率
事業者の正社員を対象とした欠勤率^{*5}

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*6}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)、及び、環境情報、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された2023年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

1) GHG 排出量情報

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社組織、エリア本部、支店	スコープ 1 ^{※7}	9,142.2
	スコープ 2 ^{※8}	3,092.5
以下参照	スコープ 3 ^{※9}	15,679.7
スコープ 3 内訳		
本社、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリ 1	2,275.0
	支店	0.0
本社組織、エリア本部、支店	カテゴリ 3	4,080.9
	カテゴリ 6	2,391.3
	カテゴリ 7	6,855.8
サービスセンター、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリ 12	76.7

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力	183,399.9	
冷水	6,809.6	
温水	4,700.7	
蒸気	3,120.3	
ガス	都市ガス	25,246.7
	LP ガス	0.0
燃料油	軽油	3.8
	ガソリン	115,846.8
	灯油	7.3
	A 重油	682.8

2) 水使用量

検証された水使用量 (千 m ³)	
上水使用量	36.8
下水使用量	28.8

3) 廃棄物排出量

検証された廃棄物量 (ton)	
一般廃棄物	214.8
産業廃棄物	104.4

4) 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.21

NOTE:

※1：2023 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・本社組織：本社（3 拠点）、サービスセンター（7 拠点）、コールセンター（3 拠点）、データセンター（2 拠点）
- ・エリア本部：北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計 13 拠点）
- ・支店：かんぽ生命支店（82 拠点）
- ・郵便局、及び、簡易郵便局（計 20348 局）
- ・スコープ 1, 2 はグループ間テナントを除く

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム（支店のみ対象）、コピー用紙（本社のみ対象）、保険証書、約款、しおり、帳票（支店、郵便局、簡易郵便局のみ対象）を対象

- カテゴリ 2 (資本財) : 購入した車両を対象
 - カテゴリ 3 (スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動) : 使用した燃料、電力、熱を対象
 - カテゴリ 6 (出張) : 従業員 (正社員) の出張を対象
 - カテゴリ 7 (雇用者の通勤) : 従業員 (正社員) の通勤を対象
 - カテゴリ 12 (販売した製品の廃棄) : 保険証書 (サービスセンターのみ対象)、約款としおり (支店・郵便局・簡易郵便局のみ対象) を対象
- ※3 : 水使用量は、主要施設 (7 拠点) を対象とした上水、及び、下水
- ※4 : 廃棄物排出量は、主要施設 (大手町プレイス、大崎ブライトタワー、情報管理センターの 3 拠点) の一般廃棄物と産業廃棄物を対象
- ※5 : 欠勤率の算定 : 2024 年 3 月 31 日時点在籍の正社員の欠勤率データ、及び総労働予定日数をもとに算出
- ※6 : スコープ 1, 2, 3 の算定方法 : 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」、
「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.4)」、及び、
事業者が作成した「算定手順書 (スコープ 1, 2)」、「算定手順書 (スコープ 3)」
水使用量の算定方法 : 事業者が作成した「算定手順書 (水使用量)」
廃棄物排出量の算定方法 : 事業者が作成した「算定手順書 (廃棄物排出量)」
欠勤率の算定方法 : 事業者が作成した「算定手順書 (欠勤率)」
- ※7 : 都市ガスの排出係数 : ガス事業者別排出係数を使用
- ※8 : 電力の排出係数 : 電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用、熱の排出係数 : 熱供給事業者別排出係数を使用
- ※9 : スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065-2020 (General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information) に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による国際品質管理基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上



検証報告書 【温室効果ガス排出量】

2024年7月18日

日本郵便輸送株式会社 様

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

日本郵便輸送株式会社（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{※1}（以下「算定対象」という。項目3参照）における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPガス、A重油、灯油の使用、及び、事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{※2}において排出されるCO₂排出量

4) エネルギー消費量

スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2023 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象 ^{※1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)	
本社、支社、営業所、 その他駐車場等	スコープ 1 ^{※4}	65,191.5	電力	50,375.8
スコープ 1 と同様	スコープ 2 ^{※5}	2,502.3	ガス	都市ガス 1,451.1 LP ガス 1,329.7
以下参照	スコープ 3	430,360.1	燃料油	A 重油 595.2 灯油 1,307.4 ガソリン 15,360.7 軽油 926,111.1
スコープ 3 内訳				
本社、支社、営業所	カテゴリ 1	137.0		
本社、支社、営業所	カテゴリ 2	5,929.0		
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	9,696.9		
本社、支社、営業所	カテゴリ 4	413,479.4		
本社、支社、営業所	カテゴリ 6	286.3		
本社、支社、営業所	カテゴリ 7	831.5		

NOTE:

※1：2023 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 は、本社、支社、営業所、駐車場等を対象（対象事業所数：104）
- ・スコープ 1 の車両は、本社、支社、営業所を対象（対象事業所数：79）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7 は、本社、支社、営業所を対象（対象事業所数：79）、カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様（対象事業所数：104）

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：以下を対象
 - ・対象事業所で利用したユニフォーム
 - ・本社で購入した A4、A3、B4 コピー用紙
- カテゴリ 2（資本財）：保有車両を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：締結した国内の委託輸送（幹線輸送（トラック）、委託宅配）のうち自動車使用分、及び、海上輸送（フェリーによる自動車の輸送）分
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.6）」、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.4）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者別調整後排出係数を使用

以上

検証報告書 【温室効果ガス排出量】

2024年7月18日

JP ロジスティクスグループ株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

JP ロジスティクスグループ株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPガス、A重油、灯油、ガソリン、及び、軽油の使用に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{※2}において排出されるCO₂排出量

4) エネルギー消費量

スコープ1、スコープ2におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された2023年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ1 ^{※4}	45,697.8
スコープ2 ^{※5}	4,801.9
スコープ3 ^{※6}	88,996.4
スコープ3 内訳	
カテゴリ 1	2,801.7
カテゴリ 2	2,298.9
カテゴリ 3	7,255.1
カテゴリ 4	74,304.4
カテゴリ 6	541.2
カテゴリ 7	1,795.1

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		93,489.2
ガス	都市ガス	3,431.9
	LPガス	3,093.4
燃料油	軽油	650,611.7
	ガソリン	6,205.9
	灯油	1,014.3
	A重油	178.9

NOTE:

※1：算定対象：JP ロジスティクスグループ株式会社、JP ロジスティクス株式会社（計 83 拠点）

※2：スコープ3の各カテゴリの概要

- カテゴリ1（購入した製品・サービス）：制服、送り状類、用紙、帳票類を対象
- カテゴリ2（資本財）：購入した事業用車両を対象
- カテゴリ3（スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ4（輸送、配送（上流））：他社への運送委託分を対象
- カテゴリ6（出張）：従業員の出張を対象
- カテゴリ7（雇用者の通勤）：従業員の通勤を対象

※3：スコープ1,2,3の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.6)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.4)」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者別調整後排出係数を使用

※6：スコープ3の値(t-CO₂e)は、各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

以上



Independent Limited Assurance Report to the Directors of Toll Holdings Pty Ltd

Conclusion

Based on the evidence we obtained from the procedures performed, we are not aware of any material misstatements in the reported Scope 1, 2 and 3 greenhouse gas (GHG) emissions data, which has been prepared by Toll Holdings Pty Ltd in accordance with the Criteria for the year ending 31 March 2024.

Information Subject to Assurance

KPMG performed a limited assurance engagement over the FY24 Scope 1, 2 and 3 GHG Emissions (“GHG Emissions”), which has been prepared by Toll Holdings Pty Limited (Toll). This is set out below:

GHG Emissions	Year end 31 March 2024
Scope 1 GHG Emissions	182,216 tCO ₂ -e
Scope 2 GHG Emissions	50,728 tCO ₂ -e
Scope 3 GHG Emissions	1,843,605 tCO ₂ -e

The GHG Emissions are presented in the FY24 Toll GHG Emissions Data Template, which accompanies this assurance report. The reporting covers Toll’s global operations, unless otherwise indicated.

Criteria Used as the Basis of Reporting

The GHG emissions data has been prepared in accordance with Toll management’s basis of preparation which is aligned to the GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard. A summary is available in the attached FY24 Toll GHG Emissions Data Template (“Criteria”).

Basis for Conclusion

We conducted our work in accordance with Australian Standard on Assurance Engagements ASAE 3410 Assurance on Greenhouse Gas Statements (“Standard”). In accordance with the Standard, we have:

- used our professional judgement to plan and perform the engagement to obtain limited assurance that we are not aware of any material misstatements in the GHG Emissions, whether due to fraud or error;
- considered relevant internal controls when designing our assurance procedures, however we do not express a conclusion on their effectiveness; and
- ensured that the engagement team possess the appropriate knowledge, skills and professional competencies.

Summary of Procedures Performed

Our limited assurance conclusion is based on the evidence obtained from performing the following procedures:

- enquiries with relevant Toll personnel to understand the internal controls, governance structure and reporting process of the GHG Emissions;
- assessment of operational control and reporting boundaries, including relevant Scope 3 emissions categories and the treatment of contractors;
- detailed analytical procedures and walkthroughs of key data sets;
- agreeing all significant GHG emissions to relevant underlying sources. This includes testing a sample of Scope 1 transport fuels back to Toll’s Central Fuel Database, Scope 2 electricity transactions back to



supplier invoices and material Scope 3 emissions categories back to underlying sources including Purchased Goods and Services, Capital Goods, Upstream Transportation and Distribution and Downstream Transportation and Distribution;

- assessing emission factor sources and re-performing emission factor calculations; and
- evaluating the appropriateness of the Criteria with respect to the GHG Emissions data.

How the Standard Defines Limited Assurance and Material Misstatement

The procedures performed in a limited assurance engagement vary in nature and timing from, and are less in extent than for a reasonable assurance engagement. Consequently, the level of assurance obtained in a limited assurance engagement is substantially lower than the assurance that would have been obtained had a reasonable assurance engagement been performed. Accordingly, we do not express a reasonable assurance conclusion.

Misstatements, including omissions, are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence relevant decisions of the Directors of Toll.

Inherent Limitations

Inherent limitations exist in all assurance engagements due to the selective testing of the information being examined. It is therefore possible that fraud, or error may occur and not be detected. Non-financial data may be subject to more inherent limitations than financial data, given both its nature and the methods used for determining, calculating, and estimating such data. The precision of different measurement techniques may also vary. The absence of a significant body of established practice on which to draw to evaluate and measure non-financial information allows for different, but acceptable, evaluation and measurement techniques that can affect comparability between entities and over time.

Use of this Assurance Report

This report has been prepared for the Directors of Toll for the purpose of providing an assurance conclusion on the GHG Emissions and may not be suitable for another purpose. We disclaim any assumption of responsibility for any reliance on this report, to any person other than the Directors of Toll, or for any other purpose than that for which it was prepared.

Management's responsibility

Management are responsible for:

- determining that the Criteria is appropriate to meet their needs;
- preparing and presenting the GHG Emissions in accordance with the Criteria; and
- establishing internal controls that enable the preparation and presentation of the GHG Emissions that is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Our Responsibility

Our responsibility is to perform a limited assurance engagement in relation to the GHG Emissions for the year ending 31 March 2024, and to issue an assurance report that includes our conclusion.

Our Independence and Quality Control

We have complied with our independence and other relevant ethical requirements of the *Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards)* issued by the Australian Professional and Ethical Standards Board, and complied with the applicable requirements of Australian Standard on Quality Control 1 to maintain a comprehensive system of quality control.

KPMG

KPMG

SENEman

Sarah Newman

Partner

Melbourne

8 July 2024

検証報告書 【温室効果ガス排出量】

2024年7月18日

日本郵政不動産株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 丸尾 智雅



1. 検証の対象及び目的

日本郵政不動産株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{*1}における温室効果ガス（GHG）排出量算定結果「2023年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の以下のGHG排出量情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、A重油の使用に伴って直接的に排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 13^{*2}において排出されるCO₂排出量

検証の目的は、事業者のGHG排出量情報が算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成しGHG排出量情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載されたGHG排出量情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載のGHG排出量を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- GHG排出量の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された2023年度のGHG排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ1 ^{※4}	1.2
スコープ2 ^{※5}	924.5
スコープ3	23,319.3
スコープ3内訳	
カテゴリ13	23,319.3

NOTE:

※1：算定対象：所有28物件（スコープ1,2の対象は一棟貸しを除く複合ビル4物件の共用部が対象）

※2：スコープ3のカテゴリ13

- カテゴリ13（リース資産（下流））：賃貸事業として所有し、他者に賃貸しているリース資産を対象（賃貸住宅を含む）

※3：スコープ1,2,3の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.6）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.4）」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別調整後排出係数を使用

以上